

# 岐阜県公報

## 目 次

告 示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 四九<sup>ハ</sup>
- 道路の供用開始 (同) 五〇
- 私道の変更の認定 (建築指導課) 五一
- 正 誤
- 道路の区域変更中訂正 (道路維持課) 五一

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

令和七年二月十二日

## 告 示

岐阜県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

第 五 百 六 十 三 号  
令 和 七 年 二 月 十 二 日

(水曜日)

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 員 (メートル)	備 考
県道	中津川線 田立川線	中津川市坂下字横吹五〇六番一〇地先から 同 市同 字同 五〇 九九番一地先まで	前	三七 <sup>五</sup>	四・九	
			後	三三 <sup>三</sup>	四・九	
		中津川市坂下字横吹五〇九五番二地先から 同 市同 字新田五〇 三七番三四地先まで	前	六七 <sup>七</sup>	二〇・〇	
			後	二六 <sup>六</sup>	二〇・〇	
		中津川市瀬戸字野久保二五三番一地先から 同 市坂下字高峰山五一四五番一〇一地先まで	前	三三 <sup>四</sup>	三・九	
			後	二九 <sup>八</sup>	三・九	

岐阜県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間		区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		後	前				
県道 各務原宮線		各務原市三井町三丁目一 二六番地先地内	後	前	五・八 五・九	一・六 一・六	
			後	前			
		各務原市三井町三丁目一 二四番地先地内	後	前	六・六 六・七	一・六 一・六	
			後	前			

岐阜県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日）
県道 高山停車場線		高山市花里町六丁目一〇四番地先から同市同町六丁目一〇一番地先まで	三・二	令和七・二・三	平成三〇・一・一九

岐阜県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日）
県道 見国座府線		高山市上宝町荒原字宮垣内一四二番一 地先から同市同町同字日面一〇二番一 地先まで	七・六・五	令和七・二・三	令和元・二・三

岐阜県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。  
 なお、その関係図面は、令和七年二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定の又は 告示年月日 ほか)
県道	中津川 立川線	中津川市坂下字横吹五〇九六 番一〇地先から 同 市同 字同 五〇九九 番一〇地先まで	三・九	令和 七・二・三	令和 七・二・三
		中津川市坂下字横吹五〇九五 番三地先から 同 市同 字新田五〇三七 番三四地先まで	一一・〇		

岐阜県告示第六十号

東濃建築事務所長が私道の変更の認定をしたので、岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 認定年月日

令和六年十二月六日  
 二 私道の種類、位置、延長及び幅員

種 類	位 置 (指定番号)	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路	中津川市市津川字野中三番一四、三番七、三一、番一、同番四、三二、番六の一部及び中津川市所管法定外公共物（道路及び水路）（令和三年七月八日付け岐阜県指令東建築第七二号の二）	三六・二四	六・〇〇

（変更後の道路の位置を示す図面は、東濃建築事務所において縦覧に供する。）

正 誤

（原稿誤り）

令和六年十一月十五日第五百四十二号 道路の区域変更（岐阜県告示第四百五十七号）四六七頁上段の表中「字塚腰」は、「字荒屋」の誤り。

令和七年二月十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社